

委員会規約

平成 4 年	5 月 1 4 日	一部改正
平成 6 年	3 月 1 6 日	一部改正
平成 8 年	2 月 8 日	一部改正
平成 9 年	2 月 2 7 日	一部改正
平成 1 0 年	2 月 2 6 日	一部改正
平成 1 2 年	2 月 2 8 日	一部改正
平成 1 4 年	1 月 2 2 日	一部改正
平成 1 6 年	2 月 2 7 日	一部改正
平成 1 8 年	2 月 2 5 日	一部改正
平成 2 0 年	2 月 2 5 日	一部改正
平成 2 2 年	2 月 2 7 日	一部改正
平成 2 4 年	2 月 7 日	一部改正
平成 2 5 年	5 月 1 5 日	一部改正
平成 2 8 年	5 月 2 4 日	一部改正

(目的)

第 1 条 定款 4 9 条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営は、本規約の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 委員会の組織及び名称は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス活性委員会
- (2) イノベーション委員会
- (3) ナレッジマネジメント委員会
- (4) 交流活性化委員会
- (5) みらい創造委員会

(事業)

第 3 条 各委員会は、次の事業を行う。

- (1) 情報及び意見の交換
- (2) 調査及び研究
- (3) 組合が行う事業に対する協力
- (4) 組合運営等に対する要望並びに助言
- (5) 前各号の他委員会の目的達成のために必要な事業

(委員長、副委員長及び書記)

第 4 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人以内、幹事 1 人を置く。

- 2 委員長、副委員長及び書記は、委員のうちから互選とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理する。
- 5 幹事は、会議録を徴する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、何時でも委員長に対し委員会を招集することを求めることができる。

(意見具申)

第6条 委員会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

2 理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

(会計)

第7条 委員会はその行う事業の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、委員会において定める。

(その他)

第8条 この規約に定めない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会が決定する。

附 則

この規約は、平成3年6月3日から施行する。